

介護予防・日常生活支援総合事業実施計画【訪問型】

基準		旧介護予防通所介護に相当するサービス	多様なサービス	
サービス種別		訪問介護相当サービス	訪問型サービスA(緩和された基準による訪問型サービス)	
サービス内容		○旧の介護予防訪問介護と同様のサービス(訪問介護員による生活援助を中心とした内容)	○旧の介護予防訪問介護の基準よりも緩和した基準によるサービス ○基本的に身体介助(排泄・食事・入浴の介助)の提供は行わない	
対象者とサービス提供の考え方		要支援認定者及びチェックリスト該当者	要支援認定者及びチェックリスト該当者	
		○現状、サービスを利用しており、今後も継続が必要と判断されるケース ○要支援認定者	○現状、サービスを利用しており、今後も継続が必要と判断されるケース ○要支援認定者	
事業の実施方法		○事業者指定(南国市介護予防・日常生活支援総合事業において指定事業者が実施する第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める要綱による)	○事業者指定(南国市介護予防・日常生活支援総合事業において指定事業者が実施する第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める要綱による)	
通所型サービス	人	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者*1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、生活援助従事者研修修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上*2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者】 *1 支障がない場合、他の勤務、同一敷地内の他事業所等の兼務に従事可能。 *2 一部非常勤職員も可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者*1 専従1以上 ・訪問介護員等 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、生活援助従事者研修修了者、市長が別に定める研修の修了者】 ・サービス提供責任者*1 訪問介護員等のうち、専従1以上 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者】 *1 支障がない場合、他の勤務、同一敷地内の他事業所等の兼務に従事可能。 一部非常勤職員も可能。 	
	基準	設	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品
	運	営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等
サービス提供者		○訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員	○訪問型サービスA事業者の従業者	
ケアマネジメント		○介護予防サービス計画、ケアマネジメントA	○介護予防サービス計画、ケアマネジメントA	
個別サービス計画		○作成必須	○作成必須	
ケア会議		○実施	○実施	
計画期間		○3ヶ月(中間評価)から6ヶ月(評価)	○3ヶ月(中間評価)から6ヶ月(評価)	
単価		別表(第6条関係)参照	別表(第6条関係)参照	
単位設定根拠		○南国市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	○南国市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	
利用者負担		○1割(一定以上の所得の利用者には2~3割)以上	○1割(一定以上の所得の利用者には2~3割)以上	
給付限度額管理		○対象(要支援者→介護度による予防給付の支給限度額、サービス事業対象者→概ね要支援1) ○給付管理は国保連に委託	○対象(要支援者→介護度による予防給付の支給限度額、サービス事業対象者→概ね要支援1) ○給付管理は国保連に委託	
単サービス上限		○3回/週(ケアマネジメントによる)	○2回/週(ケアマネジメントによる)	
事業所への支払い方法		○国保連経由で、審査・支払	○国保連経由で、審査・支払	